

政治倫理審査会を開催しました

市政に対する市民の信頼に応えるとともに、議会の公平性及び透明性を確保し、民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、平成 30 年 9 月 21 日に「安中市議会議員政治倫理条例」を制定しました。

このたび本条例第 4 条各号に定める政治倫理基準に違反する疑いのある事案が発生したため、令和 7 年 7 月 2 日付けで、議員 5 名から議長に対し審査請求書が提出されました。令和 7 年 7 月 8 日に議会運営委員会を開催し、安中市議会議員政治倫理審査会を設置することを決定し、当該事案の審査が付託されました。審査結果は以下のとおりです。

1. 審査対象議員の氏名 櫻井 喜久江 議員

2. 審査請求対象となる事由

審査対象議員が SNS への投稿で議案にある個人情報を書き込んだ行為は、安中市議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 号及び第 6 号の政治倫理基準に違反する疑い。

3. 審査結果

安中市議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 号及び第 6 号の政治倫理基準に違反する行為があったものと認定する。

【理由】

対象議員及び関係者への事情の聴取の結果、議案に掲載された個人情報を一時的とはいえ SNS の利用者が誰でも閲覧できるようにしたこと、議長の注意を無視しお詫びの品を持って謝罪訪問したことなど、計 6 項目につき、当該の一連の行為は議員としての名誉や品位を損ない、また不正の疑惑や不信を招くことに抵触するものであり、条例第 4 条第 1 号に違反するものであると認定した。

また、対象議員の SNS への投稿が原因となり、通常業務に支障が生じる事態になったことなど、計 2 項目につき、職員の公正な職務の遂行を妨げる事案があったことは、条例第 4 条第 6 号に違反するものであると認定した。

4. 審査会の意見

安中市議会議員政治倫理条例第 11 条の規定にある審査結果に対する措置としては、「議場における陳謝の勧告」とするのが相当である。

5. 審査結果に対する措置

審査結果報告書の提出を受け、議長より必要な措置として、審査対象議員に対し「議場における陳謝」を勧告した。



政治倫理審査会委員長から議長への審査結果報告

詳しい内容は
こちら

